

徳島県告示第四百六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和五年度後期技能検
定を次のとおり実施する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、ガラス施工	一級及び二級	令和六年一月二十一日（日）	令和五年十二月四日（月曜日）から令和六年二月十一日（日曜日）までの間に、徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	特級 全職種 一万八千二百円	
電気機器組立て、シーケンス制御、配管、型枠施工	三級	令和六年一月二十八日（日曜日）	徳島県職業能力開発協会が別に指定する日		一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級 機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十五歳未満の者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの（以下「二十五歳未満の被保険者」という。）が二級又は三級を受ける場合にあつては、六千百円） 和裁及び機械・プラント製図 一万三千三百円（二十五歳未満の被保険者が二級又は三級を受ける場合にあつては、四千三百円） その他の職種 一万八千	
自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	一級及び二級					
バルコニー施工	単一等					
造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	三級					

空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築 大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送 施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上 げ 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工 、かわらぶき、鉄筋施工	一級及 び二級	令和六年二月 四日（日曜日）		三級					二百円（二十五歳未満の 被保険者が二級又は三級 を受ける場合にあつては 、九千二百円） 三級（高等学校等の在校生 が受ける場合に限る。） 全職種 四千四百円（二 十五歳未満の被保険者が 受ける場合にあつては、 二千九百円）
--	------------	-------------------	--	----	--	--	--	--	--

二 受検申請書の提出期間

令和五年十月二日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十三日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会に配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百四十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒（A列四番サイズ以上）を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二一 二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会（電話〇八八 六六三 二三一六）に問い合わせること。